

| 事業の種類 | | 改正前 | | 改正後 | |
|---------|--------|-----------------------------|-------------------------------------|--|--|
| | | 第1種事業 (環境影響評価必須) | 第2種事業 (環境影響評価の必要性を個別判断) 特定地域※ | 第1種事業 (環境影響評価必須) | 第2種事業 (環境影響評価の必要性を個別判断) 特定地域 |
| | | | | | |
| 発電所の建設 | 太陽光発電所 | 規定なし | | 敷地面積*50ha 以上 又は、 森林を伐採する区域 20ha 以上 | 敷地面積 20ha 以上 50ha 未満 敷地面積 5ha 以上 |
| | | — | | | |
| 工業団地の造成 | | 施行する土地の区域 (造成面積) 50ha 以上 | 土地の形状を変更する区域 5ha 以上 | (太陽光発電には適用しない) | |
| | | (太陽光発電に適用) | | (太陽光発電には適用しない) | |
| 備考 | | ・ 造成を伴わないものは対象外 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林を伐採する区域を新設 ・ 敷地面積 20～50ha は個別判断。判断の際、市町の意向確認が可能 | |

※特定地域：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特別保護地区・自然公園法の特別地域・自然環境保全法の特別地区・静岡県立自然公園条例の特別地域・静岡県自然環境保全条例の特別地区等

*敷地面積：太陽光発電所の用に供される敷地の面積（事業を実施するために必要な区域の面積）